

平成28年 1月 22日



国土交通省
九州地方整備局宮崎河川国道事務所
宮崎県
国土整備部河川課

記者発表資料

「現地見学会・第30回宮崎海岸市民談義所」を開催します

～住吉海岸のようすを一緒に見ませんか～

国土交通省と宮崎県は、県民の大切な財産である宮崎海岸（宮崎港北端～一ツ瀬川河口間）の侵食対策を市民のみなさんとともに進めています。

今回は、突堤・補助突堤周辺の「現地見学会」を開催いたします。現地見学会後は室内に移動し、「第30回宮崎海岸市民談義所」にて、みなさんのご意見をうかがいたと思います。

現地見学会、談義所はどなたでも参加できます。みなさんのお越しをお待ちしています。

【現地見学会】

○日 時：平成28年 1月30日（土）13：30～15：45

○見学場所：住吉海岸

○集合場所：宮崎市佐土原総合支所 駐車場〔宮崎市佐土原町下田島20660番地〕

※現地へはバスで移動します。13時30分には出発しますので、遅れないようにお集まりください。

※住吉海岸を徒歩にて見学予定です。歩きやすい格好でご参加ください。

※雨天決行、荒天（高波浪、強風、強雨等）中止です。中止の場合は、1月29日（金）18：00までに宮崎河川国道事務所ホームページでお知らせします。

※雨天決行時は傘、長靴等をご持参ください。

【第30回宮崎海岸市民談義所】

○日 時：平成28年 1月30日（土）16：00～18：00

○場 所：宮崎市佐土原総合支所2階研修室〔宮崎市佐土原町下田島20660番地〕

事前申込みにご協力をお願いいたします。

※現場の管理上等、事前申込みの無い方は現地見学会に参加できない場合があります。

※現地見学会は、応募多数の場合、先着順（50名程度）で締め切らせていただきます。

→ホームページ

(<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/html/kasen/sskondan/documents/others/dangisho/dangisho30.html>)

別紙「参加申込フォーム」にて、1月28日(木)17：00までにお申し込みをお願いします。

なんでも質問コーナー開設

当日の市民談義所開始前、会場内に質問コーナーを設置します。宮崎海岸について分からないことがある方は、このコーナーでなんでもお尋ねください。

初めてお越しの方も、宮崎海岸について知っていただく良い機会です。ふるって御参加ください。

【 参 考 】

「宮崎海岸の侵食対策」とは？

3つの柱からなるプロジェクトです。これまでに失われた宮崎海岸（宮崎港北端～ツ瀬川河口間）の砂浜を回復・維持するために、①養浜等を実施し、②突堤を整備します。また、砂丘が海岸に面しているため急激な侵食の危険性がある区域（大炊田海岸の一部、住吉海岸の一部）においては、浜崖頂部高の低下を防ぐために、③埋設護岸を整備します。

お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所

代表：0985-24-8221

技術副所長 竹下 真治（内線204）

海岸課長 堤 宏徳（内線381）

PCホームページ：<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>

○現地見学会

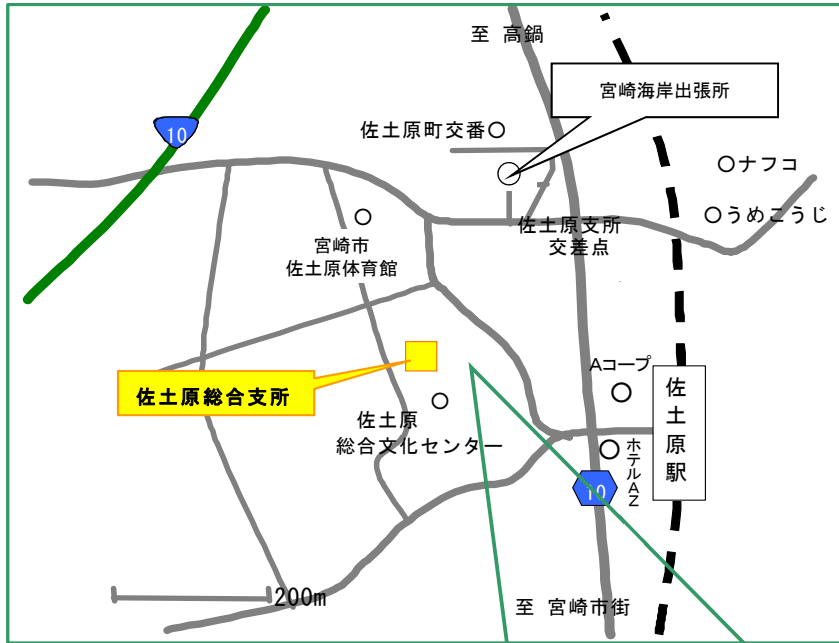
日時：平成28年1月30日(土) 13:30~15:45

集合場所：宮崎市佐土原総合支所 駐車場

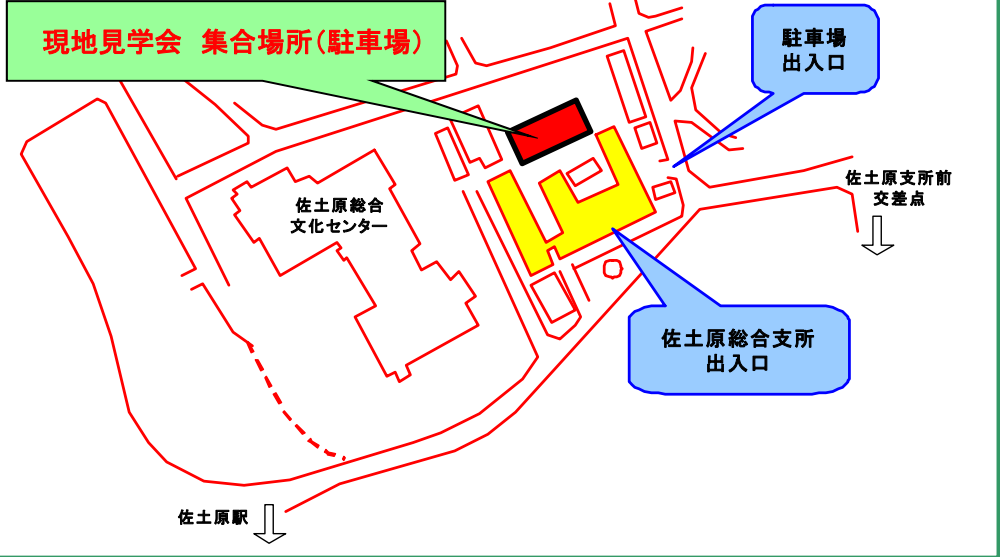
○第30回宮崎海岸市民談義所

日時：平成28年1月30日(土) 16:00~18:00

集合場所：宮崎市佐土原総合支所 2階研修室



佐土原総合支所 内部



参加申込フォーム

現地見学会、第30回宮崎海岸市民談義所

※連絡先はTEL、FAX、メールアドレスのいずれか(1つ以上)を御記入ください。

参加申込者1	氏名 ※必須	
	住所 ※必須	〒 ー
	連絡先	TEL :
		FAX :
メールアドレス :		
参加希望 ※必須	現地見学会のみ参加 ・ 談義所のみ参加 ・ 両方参加 いずれかに○をつけてください。	
参加申込者2	氏名 ※必須	
	住所 ※必須	〒 ー
	連絡先	TEL :
		FAX :
メールアドレス :		
参加希望 ※必須	現地見学会のみ参加 ・ 談義所のみ参加 ・ 両方参加 いずれかに○をつけてください。	
参加申込者3	氏名 ※必須	
	住所 ※必須	〒 ー
	連絡先	TEL :
		FAX :
メールアドレス :		
参加希望 ※必須	現地見学会のみ参加 ・ 談義所のみ参加 ・ 両方参加 いずれかに○をつけてください。	

※ファックス送信先:0985-62-7051(宮崎海岸出張所:電話0985-62-7050)

※個人情報保護について

今回御記入いただいた個人情報は、宮崎海岸市民談義所の御案内以外に使用されることはありません。

また、本人の承諾を得ることなく第三者に提供することはありません。